

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和5年5月23日（火） 午後7時15分～午後8時45分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務室総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2023年夏季一時金等に関する要求書」及び「2023年夏季重点要求書」に
基づく交渉（2回目）

<交渉内容要旨>

I. 前回の交渉を受けて

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の交渉を受けて、何か回答できるものはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で回答できるものは持ち合わせていないが、本日の交渉も誠意をもって臨みたい。

II. 生活改善について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価上昇など社会情勢は厳しく、組合員のアンケートの結果からも、職員の生活は苦しい状況が続いている。当局は、生活改善に向けて、雇用者責任を果たす必要があるが、職員の生活が苦しい状況であるということを、きちんと認識しているのか。 ・ 法改正により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給すべきと考えるが、どのように考えているのか。また、休暇などの処遇についても改善を求める。 ・ 人事院勧告に準じ、賃金のプラス改定を行う場合、会計年度任用職員についても、4月遡及で実施する考えはないか。 ・ 会計年度任用職員の雇用の安定を図るため、公募によらない再度の任用時の上限回数を撤廃すべきと考えるがどのように考えているのか。また、再度の任用時は競争試験としないことを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活が苦しいという声があることは認識している。 ・ 本市独自の事情も踏まえつつ、他市との均衡も考慮する必要があると認識しており、対応について検討していく。 ・ 会計年度任用職員の給与改定全般については、翌年度からの実施と考える。 ・ 試験方法のあり方については、引き続き競争試験とするが、人材流出防止の観点や新規受験者との公平性を踏まえたうえで、協議を重ねていく。

Ⅲ. 人員体制について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 保育現場など、人員不足が続いており、負担が大きく職員が減っていくことへの不安もある。適正な人員の確保が必要である。 また、若い職員の退職も増えている。働きやすい職場環境の整備が必要であるが、どのように認識しているのか。	<ul style="list-style-type: none">・ 各職場の実態を見極め、適正配置に努めている。

Ⅳ. 夏季休暇について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 夏季休暇は、職員が夏季に元気回復を図るために必要なもので、大阪府下をみると、付与日数が7日又は8日の自治体が約20市もあり、現状の5日からの改善について、検討すべきである。	<ul style="list-style-type: none">・ 全国の中核市の状況等を踏まえて5日としたものであり、付与日数の拡充は困難である。

Ⅴ. 定年延長について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 60歳超の職員が常勤の勤務が困難な職場については、職場の特性を尊重した取り扱いと、また、早めの協議が必要と考えるが、どのように考えているのか。・ 定年延長に伴い、勤続年数が40年を超える職員も想定される。現在のリフレッシュ休暇に加え、40年目の職員も対象にすべきである。	<ul style="list-style-type: none">・ 全庁一律的な配慮を講じることは困難であるが、職場ごとに対応可能な配慮などについては各担当課に求めていきたい。・ リフレッシュ休暇については、国にない制度であり、現行からの拡充は困難である。